

医療関連サービスマーク 制度要綱集

【医療用ガス供給設備の保守点検業務】



令和3年1月27日改正版

一般財団法人 医療関連サービス振興会

一般財団法人医療関連サービス振興会は、医療関連サービスの質の確保を図り、その健全な育成・発展を図ることを目的として、平成2年12月に設立されました。

医療法第15条の3第2項では、診療等に著しい影響を与えるものとして定められた業務を外部に委託するときは、「厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない」と定めています。

当振興会では、医療機関や国民が安心して利活用できる医療関連サービスマーク制度として、厚生労働省令で定める基準に、更に良質な医療関連サービスの提供に必要な要件として振興会独自の基準を加えた「認定基準」を定め、この基準を満たす医療関連サービスを提供する事業者に対して「医療関連サービスマーク」の認定を行っております。

この「医療関連サービスマーク制度要綱集」には、医療関連サービスマークの認定に関する規定等を掲載しております。

一般財団法人 医療関連サービス振興会

目 次

○一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領	1
○医療関連サービスマーク制度要綱	4
○医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する 医療関連サービスマーク制度実施要綱	9
○医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する 基準（認定基準）	15
○医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する 申請手数料、認定料及び実地調査費	34
○賠償資力の確保に関する要件	35

《参考資料》

- ・変更事項・事業廃止届
- ・変更事項届に添付する提出書類
- ・医療法（抄）
- ・医療法施行令（抄）
- ・医療法施行規則（抄）
- ・医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（抄）
- ・病院、診療所等の業務委託について（抄）

○一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領

(基本理念)

わが国は、今や世界有数の長寿国となり、国民の健康水準は著しく向上している。これは、社会経済の発展、医療制度をはじめとする社会保障制度の充実や、医師をはじめ医療関係者の長年の努力の成果である。

しかしながら、今日わが国の医療を取り巻く環境は大きく変化してきており、これらの成果を継承しつつ、より一層の発展が求められている。

即ち、世界に例を見ない超高齢化社会を迎えるに当たって、活力ある福祉社会を実現する方策、疾病構造の変化に対応した医療供給体制の整備、国民が高いクオリティ・オブ・ライフを享受するための保健・医療・福祉サービスの包括的な提供方策の課題が山積している。

このような背景の中で、医療の周辺領域において、新たな民間活力の導入により、様々なサービスが提供され、医療の質の向上及び効率的な提供に資する場合がみられるようになってきている。

これらのサービスは、医療そのものと同様に、公共性の高いサービスであり、また、国民の生命・身体に直接影響を与えるおそれがあることから、他のサービス以上に質の確保が要求されるものである。

そこで、医療関連サービス振興会会員は、このような、医療関連サービスの社会的影響の重要性に鑑み、サービスの利用者や国民の信頼を確保しつつ、健全な発展を図ることを社会的責務として自覚し、会員が守るべき基本的事項について、ここに倫理綱領を定める。

(使命)

会員は、高度化、多様化する国民のニーズに応えるべく医療関連サービスの絶えざる研究・開発を推進し、その向上を図るとともに、その提供に際しては、良質かつ適切なサービスを、需要に即応して安定的に提供できる体制を確保し、医療の発展に寄与するよう努めるものとする。

(社会の信頼の確保)

会員は、医療関連サービスが高い公共性と国民の生命・身体に深い関わりを持つものであることを認識し、高い倫理的自覚のもとに常に社会の信頼を得られるよう努めるものとする。

(医療供給体制との調和)

会員は、わが国においては医療そのものの供給は非営利が原則であることを認識し、この医療供給体制の原則と調和を図りつつ、医療関連サービスの提供を行わなければならない。

(安定したサービスの提供)

会員は、医療関連サービスの提供に際し、サービス需要の公共性と恒常性に鑑み、常に安定したサービスが提供できる体制を整備していなければならない。

(公正な競争)

会員は、医療関連サービスの提供に際しては、公正な競争を行い、サービスの質の向上等によって保健・医療・福祉の進歩発展に寄与する方向を指向しなければならない。

(サービスの質の向上)

会員は、サービスの提供に当たり、生命の尊重と個人の尊厳を第一義としてサービスの向上を図り、常に医療の発展に寄与することを目指すものとする。

(教育・研修)

会員は、サービス従事者に対する教育・訓練の徹底を期し、常にその資質の向上に努めなければならない。

(公正かつ適正な情報の提供)

会員は、医療関連サービスの提供に際し、サービス利用者がその選択を誤ることのないよう、公正かつ適正な情報を提供しなければならない。

また、サービスの利用方法について利用者に熟知させるとともに、使用の実態に関する正確な情報を把握していなければならない。

(法令・基準の遵守)

会員は、関係諸法令・通知を遵守するとともに、一般財団法人医療関連サービス振興会において別に基準を定めたサービスを提供する場合には、当該基準を遵守しなければならない。

(苦情の処理)

会員は、医療関連サービスの提供に際し、サービス利用者の苦情に適切かつ迅速な処理を行い得るよう苦情処理体制を確立しなければならない。また、その再発防止及び改善に最善の努力を払うものとする。

(禁止事項)

会員は、医療関連サービスの提供に際して、次の行為をしてはならない。

- イ. 業務を通して知り得た事実を、正当な理由なく漏洩する行為
- ロ. 利用者の不利益となる行為
- ハ. 他社、他団体またはその提供する医療関連サービスを不当に中傷、誹謗する行為
- ニ. 詐術、欺瞞的行為
- ホ. その他、前各号に準ずる反倫理的・反社会的行為

(サービス従事者及び各団体の所属会員への指導)

会員は、そのサービス従事者に対し前各号の趣旨の徹底を図るほか、各団体の所属会員に対して、等しく遵守させるよう努めなければならない。

制 定 平成3年8月9日

○医療関連サービスマーク制度要綱

第一 医療関連サービスマーク制度の目的

医療関連サービスマーク制度は、医療関連サービスに関して、医療の特質や国民の生命・身体への影響を踏まえて、一定の認定要件を定め、この要件に適合する良質の医療関連サービスに対して医療関連サービスマークの認定を行い、当該サービスを提供する事業者に認定証を交付することにより、良質な医療関連サービスの提供及び普及を図り、もってわが国の医療の健全な発展に寄与することを目的とする。

第二 医療関連サービスマークの認定要件

医療関連サービスマークは、医療関連サービスを提供する事業者（以下「事業者」という。）の申請に基づき、当該事業者により提供される医療関連サービスが、一般財団法人医療関連サービス振興会（以下「振興会」という。）が別に定める基準（以下「認定基準」という。）に適合しており、かつ、当該事業者が振興会会員である場合、又は振興会に参加する団体の所属会員である場合、又は振興会倫理綱領の内容を遵守するものである場合（その場合、倫理綱領の「会員」を「事業者」と読み替える。）及び別に定める要件を満たす場合のみ認定する。

第三 医療関連サービスマークの認定基準の策定

- (1) 理事長は、認定基準を策定するため、評価認定制度委員会の決定に基づき、専門家等からなる専門部会を設置する。
- (2) 専門部会で検討された認定基準は、評価認定制度委員会の決定を経て、理事長がこれを承認する。

第四 医療関連サービスマークの申請手続

提供する医療関連サービスについて医療関連サービスマークの認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、医療関連サービスマーク認定申請書に別に定める書類を添付して理事長に提出し、別に定める申請手数料を納入しなければならない。

第 五 審 査

- (1) 専門部会は、医療関連サービスマークの認定を受けようとする医療関連サービスに関して、第二の認定基準に適合するものであるかを審査し、評価認定制度委員会にその審査結果を報告する。
- (2) 審査に必要な調査は、書類調査、実地調査及びその他の調査とする。
- (3) 評価認定制度委員会は、(1)の専門部会よりの報告に基づき検討し、この結果を理事長に報告する。

第 六 認 定 及 び 認 定 証 の 交 付

- (1) 理事長は、申請事業者により提供される医療関連サービスに関する評価認定制度委員会の検討結果の報告に基づき、医療関連サービスマークの認定を行う。
- (2) 理事長は認定に当たり、必要に応じ倫理綱領委員会の意見を求める。
- (3) 認定日は、これを別に定める。
- (4) 理事長は、医療関連サービスの認定を行った場合には、申請事業者に対して、医療関連サービスマーク認定証を交付する。
- (5) 医療関連サービスマークの認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、別に定めるところにより、振興会に認定料を納入しなければならない。

第 七 検 証

- (1) 専門部会は、認定を受けた医療関連サービスに関して、認定基準違反が認められる場合等必要に応じ、随時、認定を行った医療関連サービスが認定基準に適合した内容のものであるかを確認するための検証を行い、評価認定制度委員会にその結果を報告する。
- (2) 評価認定制度委員会は、(1)の専門部会よりの報告に基づき検討し、理事長にこの結果を報告する。
- (3) 理事長は、(2)の報告に基づき、改善勧告又は認定の取り消しの措置を行う。
- (4) 検証を受けた事業者は、別に定める実地調査費を支払わなければならない。

第 八 医 療 関 連 サ ー ビ ス マ ー ク の 有 効 期 間

マークの有効期間については、別にこれを定める。

第九 医療関連サービスマークの申請の受付け事務の委嘱

申請の受付け事務は、必要に応じ、医療関連サービスの種類によっては、理事長はこれを振興会に参加する団体に委嘱することができる。

第十 医療関連サービスマークの形状及び表示

認定事業者は、別紙に示す形状を基に、当該医療関連サービスに対して、別に定めるところにより医療関連サービスマークを表示することができる。

第十一 調査協力及び報告の義務

認定事業者は、次の各号に定める義務を履行しなければならない。

- (1) 審査及び検証に必要な調査又は、理事長が特に必要があるとして行う調査に協力すること。
- (2) 事業の廃止のほか、別に定める事実が発生した際、その日から30日以内にその旨を理事長に届け出ること。
- (3) 理事長が特に必要があるとして求めた報告、資料の提供に応じること。
- (4) 認定を受けた医療関連サービスの提供に関して、利用者等から損害の賠償を請求されたとき、その他重大な事故が生じたときは、直ちにその内容と結果を理事長に報告すること。

第十二 認定の取り消し等

認定を受けた医療関連サービスが、第二に規定する認定要件を欠いた場合、又は認定事業者が第六の(5)若しくは第十一の遵守を怠った場合、その他医療関連サービスマーク制度の実施に支障を及ぼす行為を行った場合は、評価認定制度委員会及び、倫理綱領委員会等これに関係すると理事長により判断された委員会において、本件を審査し、理事長は、その審査結果に基づき改善勧告又は認定の取り消しの措置を行う。

第十三 苦情処理

振興会は、医療関連サービスマークの認定を行った医療関連サービスに係る苦情について、これを厳正かつ公正、公平に解決することにより、利用者の保護を図り、もって医療関連サービスの質の向上に努めるものとする。

第十四 損害賠償の実施の確保

認定事業者は、認定を受けた医療関連サービスに起因して、その利用者等に損害を与えた場合の賠償の確実な実施を図るため、別に定めるところにより、損害保険に加入しなければならない。

第十五 その他

医療関連サービスマーク制度の対象となる各医療関連サービスに関し、必要な事項があれば評価認定制度委員会に諮って、これを別に定める。

制 定 平成3年9月26日

付 則 経過措置

既に振興会に参加する団体において、認定が行われ又は認定の準備が進められているものについては、認定のための基準及び評価の方法を検討の上、理事長が経過措置を設ける。

付 則 (平成5年11月25日一部改正)

この制度要綱の一部改正は、平成5年11月25日から施行する。

付 則 (平成8年9月25日一部改正)

この制度要綱の一部改正は、平成8年9月25日から施行する。

付 則 (平成13年9月27日一部改正)

この制度要綱の一部改正は、平成13年10月1日から施行する。

別 紙



- (注) 1. 医療関連サービスマークの色彩は、赤色（日本産業規格
7.5R5/14に相当する色）とする。
2. やむを得ない場合は、黒色とする。

○医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する 医療関連サービスマーク制度実施要綱

1 医療用ガス供給設備の保守点検業務の定義

医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務を行うものであること。（高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）

2 事業者の資格要件

医療用ガス供給設備の保守点検業務（以下「本サービス」という。）について認定を受ける事業者は、次の要件を満たさなければならない。

- ① 「医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する基準（認定基準）」（以下「認定基準」という。）に定める受託責任者及び従事者を保有すること。
- ② 経営状態が正常かつ良好であること。
- ③ 継続的な本サービスの提供が可能であること。
- ④ 医療法、医薬品医療機器等法、高圧ガス保安法その他関係諸法令を遵守するものであること。
- ⑤ 認定の取消しを受けた事業者にあつては、取消し後 2 年以上を経過していること。
- ⑥ 本サービス以外の事業を営む場合には、本サービスの社会的信用を損なうものでないこと。

3 本サービスの基準

認定基準において別に定める。

4 申請手続

(1) 医療関連サービスマークの認定を受けようとする事業者（以下「申請事業者」という。）は、「医療関連サービスマーク認定申請書」に次に定める書類を添付して理事長に提出しなければならない。ただし、認定の更新（認定の有効期間に引き続いて認定を受ける場合をいう。以下同じ。）の申請において、⑦、⑨から⑭及び⑯の書類については前回の申請時又は変更届の提出時と内容の変更がないときは、「認定申請書添付書類の省略について」（様式 9）の提出をもって当該書類の提出に代えることができる。

- ① 事業概要書（様式 1）
- ② 組織概要書（様式 2）
- ③ 事業実績書（様式 3）
- ④ 本サービスに係る事業所一覧表（様式 4）
- ⑤ 直近 3 か年分（更新は直近 2 か年分）の決算書類（収支計算書、貸借対照表等経営状態を表す書類。事業者が個人の場合は税務申告書類等の写し。）
- ⑥ 受託責任者等配置状況一覧表（様式 5）
- ⑦ 代表者の履歴書兼確認書（様式 6）

- ⑧ 受託責任者に係る「医療ガス保安管理技術者（医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）講習会」の修了証書（写）
- ⑨ 受託責任者の本サービスに係る経歴がわかる履歴書及び資格を証明するもの（免許証又は合格証の写し）
- ⑩ 登記簿謄本（事業者が法人の場合のみ）
- ⑪ 医療用ガス供給設備に関する公的な許認可（高圧ガス保安法による高圧ガスの製造業・販売業、医薬品医療機器等法による医薬品の製造業・販売業等）を取得している場合又は届出を出している場合は、その許可書（写）又は届出の受理書（写）
- ⑫ 標準作業書
- ⑬ 業務案内書
- ⑭ 医療関連サービスマークの使用状況（様式7）（認定の更新申請の場合のみ）
- ⑮ 自己評価表（様式8）（認定の更新申請の場合のみ。事業所毎とし、申請前1か年以内に実施したものを提出のこと。）
- ⑯ 代行保証契約を結んでいる場合は、代行保証契約書（写）
又は、代行に係る社内体制図等
- ⑰ 賠償資力の確保に関する書類

なお、医療関連サービスマークの認定事業者を吸収合併した非認定事業者が当該医療関連サービスマークの残存有効期間について認定を受けようとする場合については、上記①～⑰（⑭⑮は除く。）に加えて次の書類を提出しなければならない。

- ⑱ 吸収した認定事業者名及び当該医療関連サービスマークの認定番号を明記した書類
- ⑲ 認定事業者を合併したことを証明する書類（合併契約書（写）。ただし、上記登記簿謄本にその記載がある場合は除く。）

(2) 申請事業者は、申請書類の提出と同時に、別に定める申請手数料を納入しなければならない。

なお、一旦納入した申請手数料は返還しない。

5 認定

- (1) 認定は、事業者ごとに本サービスに係る事業所を特定して行う。
- (2) 認定日は、6月1日、10月1日、2月1日及び理事長が必要と認めた日とする。
- (3) 審査に必要な調査として、書類調査、実地調査及び必要に応じその他の調査を行う。
- (4) 医療関連サービスマークの認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、別に定める認定料を納入し、認定証の交付を受ける。

なお、一旦納入した認定料は返還しない。

- (5) 認定を受けることができなかった事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。

なお、一旦納入した実地調査費は返還しない。

(6) 認定のための調査及び審査について必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

6 検 証

- (1) 認定事業者が次のいずれかに該当した場合は、本サービスが認定基準に適合した内容のものであるかを確認するため、検証を行う
- ① 認定基準違反が認められ、又はその疑いがある場合。
 - ② 事業内容の変更があり、検証が必要と認められる場合
 - ③ 認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始した場合
 - ④ 専門部会が検証を必要と認めた場合
- (2) 検証を受けた事業者は、別に定める実地調査費を納入しなければならない。
なお、一旦納入した実地調査費は返還しない

7 申請事務の受付けの委託

申請事務の受付けは、必要に応じ、公益財団法人医療機器センターに委託する。

8 変更等の届出

認定事業者は、次の事実が発生したときは、30日以内にその旨を理事長に届け出なければならない。

- ① 認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始したとき
- ② 事業内容を変更したとき（新たに本サービスを行う事業所の設置や事業の廃止）
- ③ 事業者の名称又は住所を変更したとき
- ④ 代表者、受託責任者及び医薬品医療機器等法・高圧ガス保安法により資格を要する者の異動

9 有効期間

- (1) 認定の有効期間は、認定日から2年間とする。
- (2) 認定の更新申請において、期間満了の3か月前までに更新の申請手続きが行われたにもかかわらず、期間満了の日までに認定の可否についての通知がなされなかった場合には、その通知がなされるまでの間は有効期間とみなす。
- (3) 認定事業者が他の事業者に吸収合併された場合、認定の有効期間は合併の日をもって消滅する。
- (4) 認定事業者を吸収合併した事業者は、(3)の規定にかかわらず、当該事業者に係る医療関連サービスマークの残存有効期間について認定を受けることを申請することができる。この場合の認定の有効期間は、認定日から吸収合併前の認定事業者が有していた認定有効期間満了の日までとする。

10 医療関連サービスマークの形状及びその使用等

(1) 本サービスにかかる医療関連サービスマークの形状は、次のとおりとする。



- (注) 1 色彩は、マーク本体部分を赤色（日本産業規格7.5R5/14に相当する色）、サービス名の色抜き箇所地の部分を緑色（日本産業規格7.5GY8/8に相当する色）、その他の部分を黒色とする。
- 2 やむを得ない理由により単色とするときは、黒色とする。

- (2) 医療関連サービスマークは、上記(1)のとおりで表示しなければならない。
ただし、やむを得ない事情のため、これにより難しい場合にあっては、理事長の承認を得て、形状の一部を除いて表示することができる。
- (3) 医療関連サービスマークは、次のような使用をしてはならない。
- ① 認定を受けていない医療関連サービスについて、認定を受けていると誤認される恐れのある使用
 - ② 事業者の社章や商標と誤解されるような使用
 - ③ サービスの提供に、振興会が連帯責任を有していると誤解を与える恐れのある使用
- (4) 認定事業者は、次のいずれかに該当するときは、医療関連サービスマークの認定を表示するすべてのものを廃棄又は削除しなければならない。
- ① 認定の有効期間が満了したとき
 - ② 認定の取消しを受けたとき
 - ③ 認定を返上したとき

11 損害賠償の実施の確保

認定事業者は、本サービスに起因して、その利用者等に損害を与えた場合の賠償の確実な実施を図るため、別に定めるところにより、損害保険に加入しなければならない。

なお、認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始する場合は、その時までには損害保険に加入しなければならない。

制 定 平成6年5月30日

付 則 経過措置

認定基準に定める受託責任者については、理事長が必要に応じ、経過措置を設ける。

付 則（平成9年2月1日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成9年2月1日から施行する。ただし、制度実施要綱の4. 申請手続及び11. 損害賠償の実施の確保については、平成9年6月1日の認定から適用する。

付 則（平成9年5月30日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成9年5月30日から施行する。

付 則（平成10年9月28日一部改正）

1. この制度実施要綱の一部改正は、平成11年2月1日の認定から適用する。
2. 平成6年5月30日付則の経過措置2及び3を削除する。

付 則（平成11年5月28日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成11年5月28日から施行する。

付 則（平成12年9月27日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成13年2月1日の認定から適用する。

付 則（平成13年9月27日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成13年10月1日から施行する。

付 則（平成14年2月1日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成14年6月1日の認定から適用する。ただし、自己評価表の提出については、平成15年2月1日の認定から適用する。

付 則 （平成15年9月29日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成16年6月1日の認定から施行する。

付 則 （平成17年1月28日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成17年6月1日の認定から施行する。

付 則 （平成20年2月1日一部改正）

この制度実施要綱の一部改正は、平成20年2月1日から施行する。

○医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する基準 (認定基準)

1 基本的事項

- (1) 事業者は、本サービスの社会的影響の重要性に鑑み、サービスの利用者や国民の信頼を確保しつつ、健全な発展を図ることを社会的責務と自覚し、事業を行うに当たり守るべき事項を定めた「一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領」を遵守しなければならない。
- (2) 事業者は、より質の高いサービスの提供体制を確保するため、努力する意思を有しなければならない。このため、事業者は、適任者を選任し、本サービスの提供体制等について、少なくとも年1回以上自らの評価を実施し、継続的改善に努めるものとする。
また、その記録を作成し保管しなければならない。
- (3) 事業者は、個人情報保護に関する方針を定め、事業者の遵守すべき義務等を規定し、個人情報の保護に努めなければならない。
- (4) 事業者は、「医療ガスの安全管理について」(令和2年8月17日医政発0817第6号|厚生労働省医政局長通知)の別添2「医療ガス設備の保守点検指針」にしたがって、本サービスを行わなければならない。
また、事業者は、医療機関との意思の疎通を図り、問題点の改善のため努力する意思とこれを具体的に実施していく能力を有しなければならない。
- (5) 事業者は、医療法、医薬品医療機器等法のほか、労働関係法規その他、関係法令を遵守しなければならない。

2 本サービスの業務の範囲と受託形態について

- (1) 事業者が医療機関から受託することが出来る本サービスの業務は、医療機関で行う医療用ガス供給設備(配管端末器、ホースアセンブリ、警報の表示板、送気配管(パイプライン)、供給設備(中央供給装置、制御装置)の保守点検、予備の付属品の補充業務とする。
- (2) 受託業務の中には、次のものは含んではならない。
 - ア 医療機関が高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けている者(第一種製造者)にあっては、同法第27条の2又は第27条の3の規定に基づく業務。
 - イ 医療機関が高圧ガス保安法第24条の3第1項の規定する特定高圧ガスを消費

する者（特定高圧ガス消費者）にあつては、同法第 28 条の第 2 項に基づく業務。

(3) 受託の形態は、請負契約であること。

3 サービスの提供体制等

事業者は、次の全てを満たしているものでなければならない。

(1) 受託責任者の配置

事業者は、本サービスについて相当の知識及び経験を有すると認められる者を責任者（以下「受託責任者」という。）として、事業所ごとに、専任で配置しなければならない。ただし、受託責任者の業務に支障のない場合に限り、他の業務に従事することができる。

(2) 受託責任者の要件

受託責任者は、次の要件すべてを満たす者でなければならない。

ア 次の事項について、十分な知識を有すること。

- ① 医療機関の社会的役割と組織
- ② 医療用ガス供給設備及びその保守点検の方法
- ③ 医療法、医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関係法規
- ④ 医療用ガスの種類と性質
- ⑤ 医療用ガスの供給異常と患者及び医療従事者に対する障害
- ⑥ 医療用ガス供給設備の異常に対する対応の知識

イ 次の経験を有すること。

本サービスの業務に関し 3 年以上の経験を有する者。

ウ 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）の規定による販売主任者（第一種）又は製造保安責任者（甲種（化学あるいは機械）または乙種（化学あるいは機械））の資格を有する者。

エ 公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス安全管理者（医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）講習会を修了した者。ただし、5 年以内（認定日起点）の講習会であること。

(3) 受託責任者の役割と責務

ア 受託責任者は、受託業務の円滑な運営のため、医療機関の担当者等と随時協議するとともに、従事者の教育・訓練、健康管理、業務の遂行管理等の業務を行うこと。

イ 受託責任者は、常に当該業務に関する知識、技術の修得に努めるものとし、公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス安全管理者継続講習会又は、医療ガス安全管理者（医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）講習会のいずれかを 5 年に 1 回受講しなければならない。

(4) 従事者の配置

事業者は、本サービス遂行のため、次の事項について必要な知識・技術を有する業務従事者（以下「従事者」という。）を確保しなければならない。

- ① 医療用ガス供給設備及びその保守点検の方法
- ② 医療法、医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法
- ③ 医療用ガスの種類と性質
- ④ 医療用ガスの供給異常と患者及び医療従事者に対する障害
- ⑤ 医療用ガス供給設備の異常に対する対応の知識

(5) 従事者の研修

事業者は、従事者が業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得するため、社内において受託責任者の責任で十分に考慮された研修を計画的に行い、研修の実施に関する記録を作成し、2年間保管しなければならない。この場合、当該研修には次に掲げる事項を含んでいなければならない。さらに公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス安全管理者（医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）講習会を受講させることが望ましい。

ア 初任者研修

初任者に対しては、教育訓練を行った後に業務に従事させなければならない。

イ 研修・訓練の継続

業務を的確かつ安全に行うため、適切な教育訓練を継続的に実施しなければならない。

ウ 研修項目

研修項目は、次の事項を含んでいなければならない。

- ① 医療用ガス供給設備及びその保守点検の方法
- ② 医療法、医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関連法規
- ③ 医療用ガスの種類と性質
- ④ 標準作業書の記載事項
- ⑤ 作業記録の重要性と記入の方法
- ⑥ 保守点検作業中の保安知識
- ⑦ 医療機関の職員との対応方法
- ⑧ 病院及び施設等への立ち入りに当たっての注意事項
- ⑨ 患者・家族等との対応
- ⑩ 個人情報の保護

(6) 従事者の健康管理

ア 事業者は、従事者に対する健康教育の実施によって、従事者の日常的な健康の自

己管理を促し、感染症の感染を予防しなければならない。

イ 事業者は、雇用形態を問わず全ての従事者に対し、労働安全衛生法に基づく健康診断を実施し、その記録を作成し、保管しなければならない。

(7) 保守点検に必要な資器材

事業者は、本サービスの提供にあたり、次に掲げる資器材を有し、定期的に校正し、その記録を作成保管しなければならない。

- ア 圧力計（真空計を含む。）、気密試験用機器、流量計、酸素濃度計、露点計、その他（契約書どおりに実施するための必要な資器材全て）
- イ 警報の表示盤及び供給源設備等の保守点検を行う場合にあっては、電流計、電圧計、絶縁抵抗計

4 サービスの実施方法

(1) 受託者の業務の実施方法

- ア 医療用ガス供給設備は、使用に当たって安定した状態で、目的とする医療用ガスを間違いなく安全に患者に供給出来るように、常に高度の安全性が要求されているということを念頭において本サービスを実施しなければならない。
- イ 本サービスの業務を実施する際には、医政局長通知（令和2年8月17日医政発0817第6号）に基づき医療機関に設置された医療ガス安全管理委員会（以下「委員会」という。）との連絡を緊密に保ち、医療用ガス供給設備の安全を維持するように努めなければならない。
- ウ 本サービス実施時に異常を発見した場合には、ただちに委員会を通じて事実関係を医療機関に口頭で報告し、後日改めて文書で報告しなければならない。
- エ 医療機関が緊急的異常を発見し、事業者に通報してきた場合には、ただちに適切な対応がとれるようにしなければならない。
- オ 受託責任者は、本サービスの実施において必要な病棟配置図、各種配管状況、配電線等の最新の建築施工図を、契約している医療機関について契約期間中備えておかなければならない。

なお、最終建築施工図がない医療機関については、事業者が調査した略図を作成し備えておくこと。

カ 本サービスは次の要領に従って行わなければならない。

- ① 工事施工者が工事完成に当たって完成図と共に提出した保守点検要領書がある場合は契約している医療機関について備えておくこと。
 - ② 保守点検業務は、始業点検、日常点検及び定期点検からなり、下記の点に留意して実施すること。なお、日常点検及び定期点検について記録を作成し、保存すること。この際の保存期間は2年間とする。
- 1) 始業点検（患者に使用する医療機器を配管端末器（アウトレット）に接続する前に、当該配管端末器（アウトレット）に異常がないことを確認することをいう。）
（受託している場合）

- (ア) 医療機器を配管端末器（アウトレット）に接続する前及び接続した際に、次の点を確認すること。
 - a 外観上の異常がないこと。
 - b ロック機能に異常がないこと。
 - c ガス漏れの音がしないこと。
 - d 医療ガスの種別の表示（記号、名称、識別色等）が明瞭であること。
 - e 配管端末器（アウトレット）に、使用していない機器等が接続されていないこと。

2) 日常点検（受託している場合）

- (ア) 日常点検は、1日1回以上実施すること。なお、高圧ガス容器の交換時又は供給設備への医療ガス補充時にも同様の点検作業を実施すること。
- (イ) 日常点検は、警報表示盤、供給設備（マニフォールド、定置式超低温液化ガス貯槽（CE）、圧縮空気供給装置及び吸引供給装置）のそれぞれに対し、様式1-1から様式1-3までに示すチェックリストに準拠して実施すること。
- (ウ) 日常点検後に、点検作業を実施した全ての医療ガス設備が安全で、かつ所定の機能が復旧していることを確認すること。

3) 定期点検

- (ア) 定期点検の実施に当たっては、病院等内の関係する各臨床部門の職員に対して、実施日程と実施内容を周知徹底すること。
- (イ) 定期点検は、配管端末器（アウトレット）、区域別遮断弁（シャットオフバルブ）及び供給設備（マニフォールド、定置式超低温液化ガス貯槽（CE）、圧縮空気供給装置及び吸引供給装置）のそれぞれに対し、様式2-1から様式2-6までに示すチェックリストに準拠して行うこと。また、点検作業の間隔についても、これらの様式に準拠すること。
- (ウ) 点検作業のため、医療ガス設備の一部を一時閉止する際は、関係する区域の各臨床部門の職員と事前に十分な打合せを行うこと。また、医療ガスを停止した区域別遮断弁（シャットオフバルブ）又は主遮断弁（メインシャットオフバルブ）及びその系統の全ての配管端末器（アウトレット）に、「使用禁止」等の注意表示を付すること。
- (エ) 定期点検後に、点検作業を実施した全ての医療ガス設備が安全で、かつその所定の機能が復旧していることを確認すること。

(2) 標準作業書

ア 事業者は、業務の適正化及び標準化を図るため、次の事項が手順に沿って記載されている標準作業書を作成し、定期的に見直しを行わなければならない。

また、標準作業書は、適切に保管し、医療機関の求めがあった場合、開示できるようにしておかななければならない。

① 保守点検の方法

② 点検記録

イ 事業者は、標準作業書に基づき業務を行うよう従事者に徹底しなければならない。

(3) 業務案内書

事業者は、次の事項を明記した業務案内書を作成し、定期的に見直しを行わなければならない。医療機関の求めがあった場合、開示できるようにしておかなければならない。

① 保守点検の方法

② 業務の管理体制

(4) 作業記録及び作業報告書の作成・保存

ア 作業記録

事業者は、保守点検の都度、作業記録票を作成し、2年間保管しておかなければならない。

なお、再委託した場合は、委託先から作業記録票（写）を徴求し、2年間保管しておかなければならない。

イ 作業報告書

事業者は、保守点検（再委託した場合を含む。）の都度、作業報告書を作成し、委託医療機関に提出し、担当者の確認印等を得た報告書を2年間保管しておかなければならない。

(5) 患者、家族等との対応

事業者は、従事者が業務遂行にあたり患者・家族等に接する際の心得ておかなければならない次のような事項について、マニュアルを作成し、従事者に周知しなければならない。

① 個人のプライバシーを侵害しない。

② 正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

③ 医療上の言動と紛らわしい言動は行わないこと。

5 契約の締結

(1) 事業者は、本サービスを提供するに当たっては、本サービスを委託する医療機関との間で、契約を締結すること。

(2) 契約書には、次の事項が盛り込まれていること。

（別紙「医療用ガス供給設備の保守点検業務委託モデル契約書」参照）

① 医療機関名及び管理者氏名

- ② 事業者名及びその代表者氏名
- ③ サービスの内容
- ④ 契約の期間
- ⑤ 業務の委託料
- ⑥ 契約内容の変更及び契約の解除
- ⑦ 本サービスの医療機関への報告
- ⑧ 賠償責任
- ⑨ 個人情報の保護

6 本サービスの再委託について

受託した本サービスの履行は、受託した事業者の従業員で行わなければならない。ただし、次の要件を満たす場合は、受託した業務の一部又は、全部を他の事業者にも再委託することができる。この場合、当該業務に対する最終責任は直接業務を受託した者が負うものとし、再委託業務を実施の際は受託責任者が作業に立ち合い、作業記録に押印しなければならない。

- (1) 委託元である医療機関から、再委託先及び再委託する業務の範囲について、書面により承認を得ていること。
- (2) 再委託先は、本サービスの認定事業者又は、医療ガス設備機器メーカーであること。
- (3) 再委託先と契約の締結がされていること。
- (4) 再委託先から次の事項について記録等を徴求し、確認すること。
 - ① 雇用時及び定期健康診断の実施状況
 - ② 保守点検に要する資器材リスト
 - ③ 保守点検用資器材の校正状況
 - ④ 保守点検の作業記録
- (5) 徴求した作業記録は2年間保管しなければならない。

7 代行保証

- (1) 事業者は、業務を一時的に受託業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合にも継続してサービスを提供できるよう、あらかじめ次のいずれかによる代行体制を整備しておかなければならない。この場合、代行保証をする事業者は契約している医療機関に2時間程度以内でサービスの提供を行えることを目安とする。
 - ア 一般財団法人医療関連サービス振興会のサービスマーク認定事業者又は、医療ガス設備機器メーカーとの間で代行保証契約を締結すること。
 - イ 社内のお他事業所・支店等から継続してサービス提供を実施する体制を構築すること。

(2) 代行が必要となった場合への対応のため、次の事項を記載したマニュアル及び社内体制図を作成し、従事者及び医療機関に周知しておくこと。

- ア 代行者の名称及び連絡方法
- イ 代行の内容及び期間
- ウ 代行対応体制図
- エ その他必要な事項

(3) 代行保証に基づく代行は、業務を再開できるに至ったときは、速やかに解除できるものでなければならない。

8 緊急・苦情対応及びその体制

(1) 事業者は、次の事項が明記された緊急・苦情対応マニュアルを作成し、かつ、社内体制を整備することにより、緊急・苦情に対して、迅速かつ円滑に処理が行えるようにしておかなければならない。

- ① 緊急・苦情を受けた際の連絡報告体制
- ② 緊急・苦情内容に対する調査、対応方針の決定
- ③ 医療機関、患者等への対応
- ④ 緊急・苦情処理窓口を設置し医療機関へ明示
- ⑤ その他必要事項

(2) 緊急・苦情の並びに医療用ガス供給設備の緊急対応の内容及び対応措置について、記録を作成し、2年間保管しなければならない。

(3) 緊急・災害対応体制等

事業者は緊急・災害対応について、次の項目を明記したマニュアルを作成すること。

- ① 目的
- ② 開始基準
- ③ 病院の被災状況の確認
- ④ 病院支援活動
- ⑤ 代行（支援）体制、支援事業者との対応体制図

なお、作成に当たっては、厚生労働省が令和4年3月15日に発行した

「在宅酸素供給装置の保守点検事業者のための緊急・災害対応体制の整備に関する手引書」を参照すること。また、代行（支援）事業者（自社の事業所を含む）から要する時間は、2時間以上又は100km以上を目安とする。

9 賠償資力の確保

事業者は、損害賠償が迅速かつ円滑に行えるよう賠償責任保険に加入するなど、賠償資力の確保に努めなければならない。

制 定 平成6年5月30日

付 則 (平成7年6月1日一部改正)

経過措置

公益財団法人医療機器センターが行う医療ガス保安管理技術者講習会（医療用ガス供給設備の保守点検業務従事者研修）が実施されるまでの間、平成元年から同センターが行っている医療ガス保安管理技術者講習会を受講した者であって、同センターが実施する1日間の補足の研修を受講した者は、3-2-②の規定に該当するものとみなす。

付 則 (平成9年5月30日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成9年5月30日から施行する。

付 則 (平成10年9月28日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成11年2月1日の認定から適用する。

付 則 (平成11年9月27日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成12年2月1日の認定から適用する。

付 則 (平成14年2月1日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成15年2月1日の認定から適用する。

付 則 (平成15年9月29日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成16年6月1日の認定から適用する。

付 則 (平成17年1月28日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成17年6月1日の認定から適用する。

付 則 (平成20年6月1日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成20年6月1日から施行する。

(受託責任者講習会に係わる特例措置)

施行日現在、改正前の認定基準3(2)に規定する医療用ガス供給設備の保守点検業務受託責任者で平成16年度以前に受講した者は、平成24年度までに認定基準3(3)

イに規定する講習会の受講を修了しなければならない。

付 則 (平成23年6月1日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成23年10月1日から施行する。

付 則 (平成30年1月31日一部改正)

この認定基準の一部改正は、平成30年10月1日の認定から適用する。

付 則 (令和2年5月28日一部改正)

この認定基準の一部改正は、令和3年6月1日の認定から適用する。

付 則 (令和3年1月27日一部改正)

この認定基準の一部改正は、令和3年6月1日の認定から適用する。

付 則 (令和4年5月26日一部改正)

この認定基準の一部改正は、令和4年10月1日の認定から適用する。

(様式 1 - 1)

日常点検チェックリスト

—警報表示盤—

	良否	対策事項
(ア) 表示灯、ランプカバー等の損傷がないこと。		
(イ) ガス供給の正常を示す緑灯が点灯すること。		
(ウ) 可聴警報が作動すること。また、警報の消音又は弱音の機能が作動すること（テストボタンによる確認でもよいものとする）。		
(エ) 警報作動時の黄灯又は赤灯が点灯すること（テストボタンによる確認でもよいものとする）。		

実 施 日	:	年 月 日
実 施 責 任 者	:	印
医療ガス安全管理委員長	:	印

(様式 1 - 2)

日常点検チェックリスト

—供給設備（マニフールド、定置式超低温液化ガス貯槽（C
E））—

	良否	対策事項
(ア) 弁には常時、開閉の表示がされていること。また、その表示が正しい状態になっていること。		
(イ) 各機器においてガス漏れの音がしないこと。		
(ウ) 圧力計及び液面計の指示値が正常範囲内であること。酸素ガスにあっては、他のガスより送気圧力が30kPa程度高くなっていること。		
(エ) 警報装置の表示灯に損傷がないこと（高圧ガス容器交換時には点灯及び消灯の作動を確認すること。）。		
(オ) 連結導管にねじれ、凹み及び折れがないこと。		
(カ) 高圧ガス容器の転倒又は移動防止装置にゆるみなどの異常がないこと。		
(キ) 医療ガスの残量が十分であること（機器に内蔵された圧力計、重量計等で確認すること。）。		
(ク) 液化ガスの場合、平常時に比べて異常な霜付きがないこと。		
(ケ) 各機器において異常なガス流音又はその他の異常音がないこと。		

実 施 日	:	年	月	日
実 施 責 任 者	:			印
医療ガス安全管理委員長	:			印

(様式 1 - 3)

日常点検チェックリスト

—供給設備（圧縮空気供給装置、吸引供給装置）—

	良否	対策事項
(ア) 起動及び停止の機能に異常がないこと。		
(イ) 運転中の異常音及び異常振動がないこと。		
(ウ) 消音器がある設備の場合、その効果が正常であること。		
(エ) 給水を要する設備の場合、水位及び水の循環排水に異常がないこと（弁の作動及び水漏れの有無を確認すること。）。		
(オ) 電流計、電圧計等の計器類の指示値が正常範囲内であること。		
(カ) 圧縮空気供給装置の安全弁に漏れがないこと。また、圧縮空気供給装置の露点計の指示値が正常範囲内であること。		
(キ) 空気圧縮機、アフタークーラ等にドレンが溜まっていないこと。		

実 施 日	:	年 月 日
実 施 責 任 者	:	印
医療ガス安全管理委員長	:	印

定期点検チェックリスト (3か月点検)

—配管端末器 (アウトレット) —

	良否	対策事項
(ア) キャップ等の付属品があること。		
(イ) リングカバーの作動に異常がないこと。		
(ウ) 弁機能(特にロック機構)に異常がないこと。		
(エ) リール式ホース巻上げ機能の作動に異常がないこと。		
(オ) ソケット取付け部のゆるみがないこと。		
(カ) 医療ガスの種類ごとに定められた配管端末器 (アウトレット) が標準送気圧力内であるとき、最低流量を流した時の圧力変動が最大変動圧力の範囲内であること。 注1) 点検作業の際には点検用具を用いて個々の配管端末器 (アウトレット) ごとに確認すること。 注2) 標準送気圧力、最低流量、最大変動圧力は下表「配管端末器 (アウトレット) の圧力と流量」によるものとする。		

表 配管端末器 (アウトレット) の圧力と流量

医療ガスの種類	標準送気圧力 (kPa)	配管端末器最低流量 (NL/min)	最大変動圧力 (kPa)
酸素 治療用空気	400±40	60	-40
亜酸化窒素 二酸化炭素	400±40	40	-40
吸引 (水封式)	-40~-70	40	+40
吸引 (オイル式)	-50~-80	40	+40
駆動用圧縮ガス	900±180	350	-180
麻酔ガス排除 (吸引方式)	-4~-5	30	+1

※ 標準送気圧力：配管端末器 (アウトレット) に送気される圧力の範囲。ただし、酸素は、亜酸化窒素及び二酸化炭素よりも静止圧状態において30kPa程度高いこと。また、治療用空気は酸素と亜酸化窒素及び二酸化炭素との中間の送気圧力とすることが望ましい。

配管端末器最低流量：当該配管端末器 (アウトレット) だけを使用した場合に、標準圧力範囲内の配管圧力で得なければならない流量。

最大変動圧力：配管端末器最低流量を放出したときに許される圧力変動の最大値。

駆動用圧縮ガス：手術機器駆動用空気及び手術機器駆動用窒素を含む手術機器の動力に使用する圧縮ガスの総称。

実施日	： 年 月 日
実施責任者	： 印
医療ガス安全管理委員長	： 印

(様式 2-2)

定期点検チェックリスト (3 か月点検)

— 供給設備 (マニフールド、定置式超低温液化ガス貯槽 (C E)、
圧縮空気供給装置、吸引供給装置) —

	良否	対策事項
(ア) 供給設備の設置場所の出入口の扉が施錠されていること。		
(イ) 供給設備の設置場所に消火設備が完備されていること。		
(ウ) 各機器に損傷、塗装の剥離、腐食等がないこと。		
(エ) 圧力計の指示値が正常範囲内であること。		
(オ) 異常検出器が正常に作動すること。		
(カ) 各機器のフィルタ類のエLEMENTに目詰まりがないこと。		
(キ) 各機器のフィルタ類のエLEMENTが使用期限内であること。		
(ク) 吸引ポンプ、アフタークーラ等の給水量及び水温に異常がないこと。		
(ケ) 空気圧縮機、アフタークーラ等のオートドレンの作動に異常がないこと。		
(コ) 圧縮空気供給装置及び吸引供給装置のタンク類にドレンが溜まっていないこと。		
(サ) 冷凍式エアードライヤの放熱板に変形及び目詰まりがないこと。		

実 施 日	:	年 月 日
実 施 責 任 者	:	印
医療ガス安全管理委員長	:	印

(様式 2-3)

定期点検チェックリスト (6 か月点検)

— 配管端末器 (アウトレット) —

	良否	対策事項
(ア) 天吊り式、リール式等の配管端末器 (アウトレット) の一部を構成するホースアセンブリに劣化、変形及び亀裂がないこと (加圧されていない状態でホース内径の10倍の内半径に曲げて確認すること。)		

実 施 日	:	年 月 日
実 施 責 任 者	:	印
医療ガス安全管理委員長	:	印

(様式 2-4)

定期点検チェックリスト (6 か月点検)

— 供給設備 (マニフォールド、定置式超低温液化ガス貯槽 (CE)、
圧縮空気供給装置、吸引供給装置) —

	良否	対策事項
(ア) 各機器の固定にゆるみがないこと。		
(イ) 警報装置の機能に異常がないこと。		
(ウ) 予備供給設備又は緊急用供給設備がある場合、その機能に異常がないこと。		
(エ) マニフォールドの切換え機能に異常がないこと。		
(オ) 制御盤等のリレーが損傷していないこと。また、端子にゆるみがないこと。		
(カ) 空気圧縮機、吸引ポンプ等の駆動ベルトに損傷やゆるみがないこと。		
(キ) 吸引ポンプ、アフタークーラ等の給水ストレーナに目詰まりがないこと。		
(ク) 圧縮空気供給装置の圧力スイッチ及び吸引供給装置の真空スイッチの機能に異常がないこと。		
(ケ) 管理責任者の氏名、緊急時連絡先(電話番号)等を示す表示があること。		

実 施 日	:	年 月 日
実 施 責 任 者	:	印
医療ガス安全管理委員長	:	印

(様式 2-5)

定期点検チェックリスト (1年点検)

—配管端末器 (アウトレット) —

	良否	対策事項
(ア) 配管及び配管端末器 (アウトレット) の接続部でガス漏れの音がしないこと。		
(イ) ソケットの取付け部でガス漏れの音がしないこと。		

—区域別遮断弁 (シャットオフバルブ) —

	良否	対策事項
(ア) 他の機材等で隠れていないこと。		
(イ) 弁からのガス漏れの音がしないこと。		
(ウ) 制御区域を示す模式図及び室名又は部門名を示す表示があること。		

実 施 日	:	年 月 日
実 施 責 任 者	:	印
医療ガス安全管理委員長	:	印

(様式 2-6)

定期点検チェックリスト (1年点検)

—供給設備 (マニフォールド、定置式超低温液化ガス貯槽 (CE)、
圧縮空気供給装置、吸引供給装置) —

	良否	対策事項
(ア) 各機器の安全弁からのガス漏れの音がしないこと。		
(イ) 各機器の弁の開閉が円滑であること。		
(ウ) 主遮断弁 (メインシャットオフバルブ) を含む供給装置に使用されている弁にガス漏れがないこと (検知液で確認すること。)		
(エ) 各機器の電源装置の絶縁抵抗に異常がないこと。		
(オ) 各機器の圧力スイッチ及び真空スイッチの機能に異常がなく、圧力計及び真空計の設定値及び指示値が正常範囲内であること (必要であれば、校正 (キャリブレーション) 又は交換すること。)		
(カ) マニフォールド及び圧縮空気供給装置の圧力調整器のシート漏れがないこと。		
(キ) 各機器においてガス漏れの音がしないこと。		
(ク) マニフォールド及び圧縮空気供給装置の圧力調整器の設定圧力が正常範囲内であること。		
(ケ) 圧縮空気供給装置の露点計その他の計器類の指示値が正常範囲内であること (必要であれば、校正 (キャリブレーション) 又は交換すること。)		

(コ) 可搬式超低温液化ガス容器のマニフールドのエコマイザ弁の設定圧力に異常がないこと。		
--	--	--

実 施 日	:	年 月 日
実 施 責 任 者	:	印
医療ガス安全管理委員長	:	印

○医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する 申請手数料、認定料及び実地調査費

実施要綱4 申請手続の(2)に規定する申請手数料、5 認定の(4)に規定する認定料並びに(5)に規定する実地調査費及び6 検証の(2)に規定する実地調査費は、それぞれ次のとおりとする。

1 申請手数料 50,000円 (消費税を含む。)

2 認定料

(1) 認定にかかる認定料は、新規、更新の場合とも、次表に掲げる基本料と売上高に応じて加算欄に掲げる区分により算出した額の合計額とする。

申請者の別			会 員	団 体 会 員	非 会 員
基 本 料			円 135,000	円 150,000	円 165,000
加 算	売上高 1億円まで		10,000	11,250	12,500
	1億円超50億円まで	1億円	10,000	11,250	12,500
	50億円超100億円まで	を増す	3,000	3,375	3,750
	100億円を超える部分	毎に	1,000	1,125	1,250

- (注) 1. 会員とは、一般財団法人医療関連サービス振興会の会員を指し、その関連会社等は含まない。
 2. 団体会員とは、一般社団法人日本産業・医療ガス協会の会員を指す。
 3. 認定料の基礎となる売上高は、原則申請月の前々月から過去12か月分のものとする。
 4. 認定料には、消費税を含む。

(2) 実施要綱9 有効期間(4)に規定する認定の場合には、認定料は徴収しない。

3 実施要綱5 認定の(5)及び6 検証の(2)に規定する実地調査費

実地調査に要した費用として振興会が個別に算定して請求する額

○賠償資力の確保に関する要件

実施要綱 1 1 損害賠償の実施の確保並びに認定基準 9 賠償資力の確保に規定する損害保険の要件は、次のとおりとする。また、損害保険は、サービスマークの有効期間中、継続して加入しておかなければならない。

ただし、認定時に本サービスの提供を行っていない事業者については、その提供の開始時より損害保険に加入するものとする。

1 対象業務

医療関連サービスマーク制度実施要綱に定める業務

2 補償内容

第三者の身体や財物に損害を与えた、業務遂行中の事故(請負業者賠償責任保険)と業務終了後の事故(生産物賠償責任保険)の双方が補償されるものであること。

3 てん補限度額等

(1) 共通てん補限度額(身体・財物)を設定している場合

保 険 の 種 類	て ん 補 限 度 額	
	一 事 故	年 間 限 度 額
請負業者賠償責任保険	1 億円以上	な し
生産物賠償責任保険	1 億円以上	1 億円以上

(2) 共通てん補限度額(身体・財物)を設定していない場合

保 険 の 種 類	て ん 補 限 度 額		
		一 事 故	年 間 限 度 額
請負業者賠償責任保険	身体	1 億円以上	な し
	財物	1000万円以上	な し
生産物賠償責任保険	身体	1 億円以上	1 億円以上
	財物	1,000万円以上	1,000万円以上

※ 免責金額は設定されていても差し支えない。

4 保険期間

保険期間は、サービスマーク有効期間中は契約を継続することとするが、有効期間に一致させる必要はなく、1年契約でも差し支えない。

○制度保険の内容

保険制度の条件を満たす損害保険として、一般財団法人医療関連サービス振興会（以下「振興会」という。）は認定事業者用の団体保険制度（以下「制度保険」という。）を設けている。その内容は、次の（１）～（９）のとおりである。

（１）概要

医療関連サービスマークを受けた事業者が、業務の遂行中または終了後、その業務に起因して第三者（医療機関、患者等）の身体や財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される。

（２）本保険における対象業務

本保険における対象業務とは、「医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する医療関連サービスマーク制度実施要綱（以下「実施要綱」という。）の１ 医療用ガス供給設備の保守点検業務の定義」に定める業務とする。

（３）契約形態

認定事業者及び振興会を被保険者とし、振興会が認定事業者を取りまとめ、保険会社と契約を締結する。

（４）保険期間

サービスマークの有効期間。

ただし、実施要綱 9 有効期間（４）を適用する場合の保険期間は、当該有効期間と同一とする。

（５）補償内容とてん補限度額

型	保険金額（身体・財物賠償共通）				自己負担額
	請負賠償		生産物賠償		
	1事故	期間中限度額	1事故	期間中限度額	
A	1億円	なし	1億円	1億円	1万円
B	2億円	なし	2億円	2億円	1万円
C	3億円	なし	3億円	3億円	1万円
D	5億円	なし	5億円	5億円	1万円

（補償内容）

- ・請負賠償責任保険：業務遂行上の事故
- ・生産物賠償責任保険：業務終了後の事故

（６）保険料

- ① 保険料のベースは、原則申請月の前々月から過去12か月分の売上高とする。
- ② 実施要綱 9 有効期間（４）を適用する場合の保険料は、原則吸収合併後

の売上高をベースとして残存有効期間に対する保険料を月割で算出する。

③ 保険料は、認定料納入時に振興会が定めた方法により納入しなければならない。

④ 実施要綱9 有効期間（3）の規定により認定有効期間が消滅した場合は、領収した保険料から既経過期間に対し月割で計算した保険料を控除して、その残額を返還する。

ただし、既経過期間中に保険事故が生じていたときは、保険料は返還しない。

(7) 加入方法

制度保険に加入する場合は、申請書類に同封されている「制度保険加入依頼書」（様式保1）を提出する。

(8) 事故発生時の通知

提供したサービスが原因となって事故が発生した場合は、速やかに振興会事務局に連絡する。

(9) 認定時にサービスの提供を行っていない事業者の取扱い

認定時、本サービスの提供を行っていなかった事業者が、その提供を開始する場合は、その時までには制度保険に加入することとする。

(医療用ガス)

変更事項・事業廃止届

年 月 日

一般財団法人医療関連サービス振興会 理事長殿

認定事業者名

代表者名



認定番号 H ()

本件申請担当者		TEL	
---------	--	-----	--

年 月 日付にて、以下の事項が発生したので、届出をいたします。

該当	変更等事項	変更状況
	1. 本サービスの提供開始 1) 認定時本サービスの提供を行って いなかった事業者の提供開始	該当事業所名： 保 険 加 入： いずれかに○ 制度保険 / 代替保険
	2) 認定時本サービスの提供を行って いなかった事業所の提供開始	該当事業所名称：
	2. 新たに本サービスを行う 事業所の設置	事 業 所 名： 事 業 所 住 所： 電 話 番 号： F A X 番 号：
	3. 事業者の名称又は住所の変更	変更前の名称： 変更後の名称： 変更後の住所： 電 話 番 号： F A X 番 号：
	4. 事業所の名称又は住所変更	変更前の名称： 変更後の名称： 変更後の住所： 電 話 番 号： F A X 番 号：
	5. 代表者の変更	変更前の氏名： 変更後の氏名：
	6. 受託責任者の変更	変更前の氏名： 変更後の氏名：
	7. 本サービスを行う事業所の廃止	該当事業所名： 事 業 所 住 所：
	8. 本サービス事業の廃止	廃 止 理 由：

注)1)該当する変更事項について、「該当欄」に「○」印を付して下さい。

2)変更する事項が複数ある場合等でこの用紙に記入しきれないときは、補箋用紙を用いて作成して下さい。

3)変更届出事項に応じて、次ページ記載の書類を添付して下さい。

変更事項・事業廃止届に添付する提出書類

※各様式は振興会ホームページ(<https://ikss.net/>)に掲載

該当する変更事項に応じ、添付書類を提出して下さい。

変 更 事 項	添 付 書 類
<p>1. 本サービスの提供開始</p> <p>1) 認定時本サービスの提供を行って いなかった事業者の提供開始</p> <p>2) 認定時本サービスの提供を行って いなかった事業所の提供開始</p>	<p>① 受託病院との業務委託契約書(写)</p> <p>② 認定時に提出した受託責任者に変更がある場合は、 下記 2. の添付書類②～⑤についても提出のこと</p> <p>③ 代行保証契約書(写)又は代行に係る社内体制図等</p> <p>1) に該当する場合は、以下より該当するものを提出のこと</p> <p><認定時、制度保険加入誓約書を提出した事業者></p> <p>・制度保険見込み売上高通知書(様式保3)</p> <p><認定時、代替保険加入誓約書を提出した事業者></p> <p>・保険契約に関する証明書(様式保6)</p>
<p>2. 新たに本サービスを行う 事業所の設置</p>	<p>① 本サービスに係る事業所一覧表(様式4)</p> <p>② 受託責任者等配置状況一覧表(様式5)</p> <p>③ 受託責任者の本サービスに係る経歴がわかる履歴書</p> <p>④ 受託責任者に係る高圧ガス保安法の規定による製造保安責任者又は 販売主任の免許書あるいは合格証(写)</p> <p>⑤ 受託責任者に係る「医療ガス安全管理者・医療ガス安全管理者継続 (旧医療ガス保安管理技術者)講習会」の修了証書(写)</p> <p>⑥ 医療用ガス供給設備に関する公的な許認可(高圧ガス保安法による 高圧ガスの製造業・販売業、医薬品医療機器等法による医薬品の 製造業・販売業等)を取得している場合はその許可書(写)</p>
<p>3. 事業者の名称又は住所の変更</p>	<p>・ 変更後の登記事項証明書(写) ※事業者が法人の場合のみ</p>
<p>4. 事業所の名称又は住所の変更</p>	<p>・ 添付書類は不要</p>
<p>5. 代表者の変更</p>	<p>① 変更後の登記事項証明書(写) ※事業者が法人の場合のみ</p> <p>② 誓約書(変更後の代表者名で署名捺印)</p> <p>③ 代表者の履歴書兼確認書(様式6) ※変更後の代表者個人名で署名捺印</p>
<p>6. 受託責任者の変更</p>	<p>上記2. の添付書類の②～⑤に同じ</p>
<p>7. 本サービスを行う事業所の廃止</p>	<p>・ 添付書類は不要</p>
<p>8. 本サービス事業の廃止</p>	<p>・ 添付書類は不要 ※但し、事業を廃止する理由をご記入ください。</p>

<ご案内>

当該変更事項の内容を反映した「認定証書」の再交付をご希望の場合は、別紙、「再交付申請書」をご提出ください。※有料

<変更事項・事業廃止届 提出先>

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-11-11 第二フナトビル 3F
一般財団法人 医療関連サービス振興会 審査部 宛

誓 約 書

年 月 日

一般財団法人 医療関連サービス振興会理事長 殿

申請事業者

住 所

事業者名

代表者名

印

私は、一般財団法人医療関連サービス振興会倫理綱領、医療関連サービスマーク制度要綱、医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する医療関連サービスマーク制度実施要綱及び医療用ガス供給設備の保守点検業務に関する基準（認定基準）を遵守することを誓います。

○ 医療法(昭和23年 法律第205号)(抄)

(業務委託)

第15条の3第2項病院、診療所又は助産所の管理者は、前項に定めるもののほか、病院、診療所又は助産所の業務のうち、医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産師の業務又は患者、妊婦、産婦若しくはじよく婦の入院若しくは入所に著しい影響を与えるものとして政令で定めるものを委託しようとするときは、当該病院、診療所又は助産所の業務の種類に応じ、当該業務を適正に行う能力のある者として厚生労働省令で定める基準に適合するものに委託しなければならない。

(平29 法57 改正)

○ 医療法施行令(昭.23.10.27 政令第326号)(抄)

(診療等に著しい影響を与える業務)

第4条の7 法第15条の3第2項に規定する政令で定める業務は、次のとおりとする。

五 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務(高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定により高圧ガスを製造又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。)

(平30 政230 改正)

○ 医療法施行規則(昭.23.11.5 厚生労働省令第50号)(抄)

第9条の13 法第15条の3第2項の規定による医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務を適正に行う能力のある者の基準は、次のとおりとする。

- 一 受託業務の責任者として、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)の規定による販売主任者又は製造保安責任者の資格を有し、かつ、医療の用に供するガスの供給設備の保守点検業務に関し3年以上の経験を有する者を有すること。
- 二 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者を有すること。
- 三 圧力計(真空計を含む。)、気密試験用器具、流量計、酸素濃度計その他医療の用に供するガスの供給設備の保守点検に必要な資器材を有すること。
- 四 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知させていること。
 - イ 保守点検の方法
 - ロ 点検記録
- 五 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
 - イ 保守点検の方法
 - ロ 業務の管理体制
- 六 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

(平30 厚令93 改正)

○ 医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（抄）

〔平成5年2月15日健政発第98号 各都道府県知事宛 厚生省健康政策局長通知〕

〔最終：令 2.8.5 医政発 0805 第 8 号〕

平成4年7月1日付けで交付された医療法の一部を改正する法律（平成4年法律第89号。

以下「改正法」という。）のうち、（中略）病院、診療所等の業務委託に関する規定（中略）については、本年1月22日付けで公布された医療法の一部を改正する法律の一部の施行期日 を定める政令（平成5年政令第6号。別添1参照（別添 略））により本年4月1日から施行されることとなった。これに伴い、医療法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成5年政令第7号。以下「改正政令」という。別添2参照（別添略））が本年1月22日付けで、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成5年厚生省令 第3号。以下「改正省令」という。別添3参照（別添 略））が本年2月3日付けで、それぞれ公布され（中略）たところである。

これらの施行に当たっては、特に下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。（なお書き 略）

記

第1（特定医療機関に関する事項）、第2（療養型病床群に関する事項）（略）

第3 業務委託に関する事項

1 業務委託全般について

（1）趣旨

病院、診療所又は助産所の管理者は、医療法等の一部を改正する法律（平成29年法律第57号。以下「平成29年改正法」という。）による改正後の医療法第15条の3第12項及び新政令第4条の7各号に掲げる業務を委託する場合には、業務の種類に応じ、それぞれ医療法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省令の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第93号。以下、「平成30年改正省令」という。）による改正後の医療法施行規則第9条の8及び第9条の9から第9条の15までに規定する基準に適合する者に委託しなければならないものであること。

（2）受託者の選定

病院、診療所又は助産所の管理者は、平成29年改正法による改正後の医療法第15条の3第1項及び新政令第4条の7各号に掲げる業務を委託しようとする場合には、受託者の有する標準作業書、業務案内書等により、当該受託者が、業務の種類に応じ、それぞれ平成30年改正省令による改正後の医療法施行規則第9条の8及び第9条の9から第9条の15までに規定する基準に適合する者であることを確認した上で、受託者を選定すること。

（3）標準作業書及び業務案内書

標準作業書は、受託業務の適正化及び標準化を図るためのものであり、業務案内書は、受託する業務の内容、方法等を明確にするためのものであること。また、受託者は、医療機関から標準作業書又は業務案内書の開示の求めがあった場合には、速やかに提示することができるよう、標準作業書及び業務案内書を整備しておくものであること。

（4）労働者派遣契約との関係

平成29年改正法による改正後の医療法第15条の3第1項及び新政令第4条の7各号に掲げる業務の委託は、請負契約に基づく業務委託であって、労働者派遣契約とは異なるものであるため、病院、診療所又は助産所の管理者は、業務委託に際し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準（昭和61年4月労働省告示第37号）」に留意されたいこと。

2～6 (略)

7 医療用ガスの供給設備の保守点検の業務（新省令第9条の13関係）

(1) 業務の範囲等に関する事項

ア 医療用ガスの供給設備

新省令第4条の7第6号に規定する医療の用に供するガス（以下「医療用ガス」という。）の供給設備とは、アウトレット、ホースアッセンブリー、遠隔警報板、供給源装置、供給源機器（吸引ポンプ、空気圧縮機）等をいうものであること。

イ 保守点検

平成30年政令による改正後の医療法施行令第4条の7第6号に規定する保守点検とは、正常な状態などを維持するための点検、予備の付属品の補充等をいい、補修等の工事は含まないものであること。

ウ 高圧ガス保安法の規定により医療機関が自ら行わなければならない、委託することができない業務

次の業務は、高圧ガス保安法の規定により、高圧ガスを製造又は消費する者として医療機関が自ら行わなければならない、委託することができないので、注意されたい。

- ① 高圧ガス保安法第5条第1項の規定に基づき、都道府県知事の許可を受けている者（第一種製造者）にあつては、同法第27条の2又は第27条の3の規定に基づき、高圧ガス製造保安統括者、高圧ガス製造保安技術管理者、高圧ガス製造保安係員、高圧ガス製造保安主任者又は高圧ガス製造保安企画推進員に行わせなければならない業務
- ② 高圧ガス保安法第24条の3第1項の規定する特定高圧ガスを消費する者（特定高圧ガス消費者）にあつては、高圧ガス保安法第28条第2項の規定に基づき、特定高圧ガス取扱主任者に行わせなければならない業務

(2) 人員に関する事項

ア 受託責任者について

新省令第9条の13第1号に規定する受託責任者とは、次に掲げる事項に関する高度に知識を有する者であることとし、受託者が複数の事業所を有する場合にあつては、各事業所ごとに1名置かれるものとする。

- ① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法
- ② 医療法、薬事法及び高圧ガス保安法並びに消防法、建設業法等の関係法規
- ③ 医療用ガスの種類と性質

イ 従事者について

新省令第9条の13第2号に規定する必要な知識とは、次に掲げるものをいうものであること。

- ① 医療用ガスの供給設備及びその保守点検の方法
- ② 医療法、薬事法及び高圧ガス保安法
- ③ 医療用ガスの種類と性質

(3) 構造設備に関する事項

新省令第9条の13第3号に規定するその他医療の用に供するガスの供給設備の

保守点検に必要な資器材とは、遠隔警報板及び供給源装置並びに供給源機器等の保

守点検を行う場合にあっては、電流計、電圧計、絶縁抵抗計をいうものであること。

(4) 従事者の研修に関する事項

新省令第9条の13第6号に規定する研修は、医療用ガスの供給設備の保守点検の業務を適切に行うために必要な知識及び技能を修得することを目的とし、次に掲げる事項を含む研修であること。

- ① 標準作業書の記載事項
- ② 医療法、医薬品医療機器等法及び高圧ガス保安法
- ③ 医療用ガスの種類と性質
- ④ 受託責任者にあっては消防法、建設業法等の関係法規

○ 病院、診療所等の業務委託について（抄）

[平成5年2月15日指第14号 各都道府県衛生主管部(局)長宛 厚生省健康政策局指導課長通知]

[最終:令2.8.5 医政地発0805第1号]

標記については、本年12月1日より、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第15条の3、医療法施行令（昭和23年政令第326号。以下「令」という。）第4条の7、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。）第9条の8から第9条の15及び「医療法の一部を改正する法律の一部の施行について（平成5年2月15日付け健政発第98号厚生省健康政策局長通知）」第三により取り扱われることとなるが、施行に当たっては、下記の事項に留意の上、その運用に遺憾なきを期されたい。

記

第1 受託者の選定について

法第15条の3第1項及び令第4条の7の各号に掲げられた業務については、一般財団法人医療関連サービス振興会が医療関連サービスマーク制度を設け、一般財団法人医療関連サービス振興会が定める認定基準を満たした者に対して、医療関連サービスマークを交付することとしているところであるが、厚生労働省令で定める基準に適合している者であれば、医療機関等が同サービスマークの交付を受けていないものに委託することは差し支えないものであること。

第7 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務について(令第4条の7第6号関係)

1 受託者の業務の実施方法等

[改正:平.17.12.22医政経第1222001号]

(1) 受託者の業務の実施方法

受託者は、「診療の用に供するガス設備の保守管理について」（昭和63年7月15日健政発第410号厚生省健康政策局長通知）の別添2「医療ガスの保守点検指針」にしたがって、保守点検の業務を行うこと。

(2) 従事者の研修に関する事項

(公財)医療機器センターが行う医療ガス保安管理技術者講習会は、規則第9条の13第6号の「適切な研修」に該当すること。

2 委託契約

契約文書については、別紙3のモデル契約書を参考にされたいこと。

(別紙3)

医療用ガス供給設備の保守点検業務委託モデル契約書

〇〇〇（医療機関側。以下「甲」という。）と〇〇〇（受託者側。以下「乙」という。）は、甲の医療用ガス供給設備の保守点検業務について委託契約を締結する。

(総則)

第1条 甲は、医療用ガスの安全性の確保と質的向上を図るために、乙に対し、本契約に基づき医療用ガス供給設備の保守点検の業務を委託する。

(委託料)

第2条 甲は、乙に対し本装置の保守点検業務の委託の対価として委託料を払う。なお、委託料の金額の変更を必要とする場合は、甲又は乙のいずれかの申出により甲乙協議しこれを行う。

第3条 乙は、毎月分の委託料を計算し、翌月の〇〇日までに甲に請求する。

第4条 甲は、審査の上請求書を受領した日から〇〇日以内に乙の指定する銀行口座に委託及び賃借料を振り込み、支払うものとする。

(業務遂行上の注意事項)

第5条 乙は、定期保守点検終了の都度、医療用ガス供給設備保守点検作業報告書を作成し、使用者の確認を得た後甲に提出する。乙は、その写しを保管するものとする。

(乙の注意義務等)

第6条 乙は、保守点検業務に必要な乙の従業員及び業者を確保しなければならない。

2 甲は、乙の従業員及び業者が不適格であると認めた場合はその理由を付し乙に申し出ることができるが、その変更等の権限は乙に属するものとする。

第7条 乙は、乙の従業員に対する研修訓練を行う。

第8条 乙及び乙の従業員並びに乙の保守点検業務の遂行に必要な業者は、業務上知り得た甲及び甲の患者の秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 (個人情報の取扱に関する事項については、別途契約を締結する。)

(賠償責任)

第10条 乙の責に帰すべき事由により事故等を生じせしめた場合には、乙は甲に対してその損害の責を負うものとする。賠償の程度、方法については、甲乙協議の上決定する。

(契約の解除)

第11条 甲又は乙は、本契約の有効期間中に本契約を解除し又は本契約の一部を変更しようとするときは、〇月前までに相手方に申出、協議することとする。ただし、次の各号のいずれかに該当した場合は、甲は乙に事情の説明の機会を与えた後、期間を定めて本契約を解除することができる。

この場合において、乙に損害が生じても甲はその責を負わないものとする。

- 一 乙が正当な理由なく、本契約を履行しないとき
- 二 乙が行政庁の処分を受けたとき
- 三 乙が本契約に違反したとき

四 乙に本契約の履行が困難とみなしうる客観的事由が生じたとき

五 乙の従事者及び業者が不正又は違法の行為を行い、乙が本装置の保守点検業務の遂行ができないと甲が認めるとき

六 甲への事情説明の期日に乙又はその代理人が出席しなかったとき

(本契約の有効期間)

第12条 本契約の有効期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。ただし、本契約期間満了の1か月前までに、甲乙いずれか一方より別段の意思表示がない場合、本期間は1年延長されるものとし、以降もこれにならうものとする。

第13条 本契約の解釈について疑義を生じた場合及び本契約に定めがない場合は、甲乙協議の上決定する。

本契約締結の証しとして本契約書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

甲

印

乙

印

医療関連サービスマーク認定証 再交付申請書

年 月 日

一般財団法人 医療関連サービス振興会 理事長 殿

事業者名

代表者名

印

認定番号 () -

認定番号は、アルファベットから始まる番号です。認定証書に記載されております。
例:A(2)-1234567890

年 月 日付けで医療関連サービスマークの認定を受け、認定証の
交付を受けておりますが、下記理由により、認定証の再交付を申請いたします。
下記理由についての変更事項・事業廃止届 { を添付いたします。・ は提出済です。}

() 代表者の異動

() 事業者の名称変更

() 事業所（又は施設）の名称変更

() その他 ()

【本申請に関する担当者】

部署・役職		氏名	
TEL		FAX	

※再交付した認定証書は原則、本社（登記簿上の本社住所）の代表者 宛に発送させていただきます。
本社以外への発送をご希望の場合は、下記にご記入ください。

発送先 住所	〒 -	TEL	
	部署・役職		担当者名